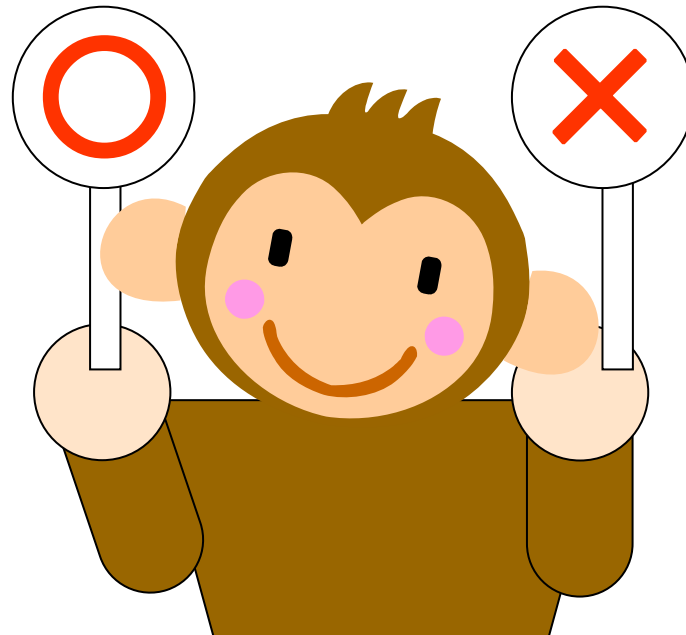


倫理理解度チェック（PART 1）

- 正しいものは「○」、間違っているものは「×」で答えて下さい。（全10問）
- 最後に倫理の理解度について判定を行いますので、各人で正解数を把握して下さい。



問 1

利害関係者からお菓子が郵送されてきた。送り返すのは、相手に失礼なので、同額程度の物品を購入して、お返しとして、その利害関係者に郵送すれば、倫理規程上問題はない。

問 1

答え



後日、同額相当の物品を送付したり、相当の金額を支払ったとしても、利害関係者から金銭や物品などを受け取ることは禁止されています。利害関係者から送られた物品を返送しなくてはなりません。

(規程第 3 条第 1 項第 1 号)

問 2

隊員の親が亡くなり、それを知った利害関係者から香典を受け取ることは認められない。



問 2

答え



利害関係者から金銭や物品などを受け取ることは禁止されており、利害関係者から香典を受け取ることは、**金額の多寡を問わず禁止**されています。せん別、祝儀、供花も香典と同様です。（規程第3条第1項第1号）

問 3

利害関係者である業者が「課の皆さんでどうぞ」と言ってビール券を置いていったので、課の懇親会で使った、または、一部をその業者と利害関係のない隣の課におすそ分けをし、その課でも懇親会で使った、というようなケースは、個人で使ったわけではないので、倫理規程上の問題はない。

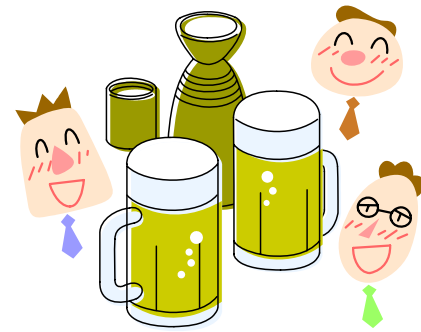
答え



利害関係者から金銭や物品を受け取ることは禁止されており（規程第3条第1項第1号）、また、他の隊員が規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受することも禁止されています。（規程第7条第1項）

問 4

自分の分の費用を負担して、利害関係者と共に飲食することは、倫理規程上問題ない。



問 4

答え



職務に必要な意見交換や情報収集が積極的に行えるよう、自己の費用を負担する場合には、平成17年4月から、利害関係者との飲食が可能になりました。また、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合には、接待を受けているのではないかと誤解される可能性も否定できないことから、透明性を確保するため、倫理監督官等へ事前に届出が必要です。（規程第8条）

問5

会費制で、利害関係者と共に数名で飲食をしたところ、明らかに会費額よりも高いと思われる飲食やサービスの提供を受けたが、案内どおりの会費を払っていただければ問題ない。

答え



自分の飲食に要した費用から支払った会費を差し引いた額について、利害関係者が負担していた場合、利害関係者から接待を受けたことになり、倫理規程違反となります。参加者の責任で、精算時などに飲食等の内容を確認することが求められます。

問 6

利害関係者であるOBから、昔の上司と部下の関係で、飲食をごちそうになったが、私的な関係であるから、倫理規程上の問題はない。



答え



仕事（公務）を通じて知り合った関係は、「私的な関係」ではないため、利害関係者が隊員の飲食に要した費用を負担した場合、利害関係者から接待を受けたことになり倫理規程違反となります。

問7

出席者のほとんどが、利害関係者であるような立食パーティーに出席して、飲食物の提供を受けることはできるが、利害関係者の企業一社と隊員だけが出席者となっている立食パーティーに出席することは、認められない。

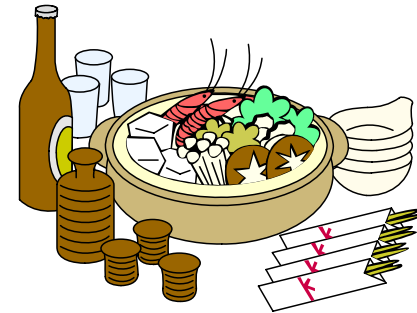
答え



多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けることは、禁止行為の例外として認められています（規程第3条第2項第6号）が、出席者のほとんどが、隊員と利害関係者である企業一社のみでの立食パーティーやパーティーの趣旨が適切でない場合など、**国民の疑念や不信を招くおそれがあるものは認められません。**

問 8

利害関係者でなければ、繰り返し接待を受けても問題はない。



答え



接待を繰り返し受けるなど社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の供与を受けることは、**禁止行為**に該当します。（規程第5条第1項）

なお、行(一)5級相当以上の事務官等又は3佐以上の自衛官が、事業者等から5千円を超える接待を受けた場合には、**贈与等報告書**を提出する必要があります。

問 9

利害関係者と一緒に旅行をすることは、自分の分の費用を負担していれば倫理規程上の問題はない。



答え



利害関係者と共に旅行をすることは、自己の費用を負担する場合でも禁止されています。なお、公務のための旅行であれば、禁止行為の例外として認められています。（規程第3条第1項第8号）

問 1 0

贈与等報告書を提出しなかったり、虚偽の事項を記載したりすると、懲戒処分の対象になる。

答え



倫理法・倫理規程に違反する行為は懲戒処分の対象になります。贈与等報告書についても、提出しなかったり虚偽の事項を記載したりすることは懲戒処分の対象になります。（自衛隊員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準に関する訓令別表第1号、第2号）

倫理理解度チェック判定 (PART 1)

正解数	判 定
0 ~ 9	間違いのあった方は、もう一度やりなおして、全問正解してください。
10	よく理解しています。さあ、PART 2に進みましょう。